

# Japan tax alert

EY税理士法人

## トランプ米大統領、鉄鋼・ アルミニウム製品に追加関税 — 日本製品も適用対象に

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年3月8日トランプ米大統領は、同年3月23日以降に、カナダとメキシコを除くすべての国から輸入される特定の鉄鋼製品の輸入に25%、特定のアルミニウム製品の輸入に10%の追加関税を賦課する大統領布告に署名しました。

なお、カナダとメキシコ以外の国についても、当該国からの輸入によってもたらされる安全保障上の脅威に「十分に対処できる代替案」について、米国と合意に達した国を当該措置の適用外とする余地が残されています。

今回の追加関税における賦課の背景には、改正1962年通商拡大法232条に基づく調査の結果、米国商務省が、特定の鉄鋼製品及びアルミニウム製品の輸入は「米国の安全保障を損なう恐れがある」と判断し、大統領に追加関税の賦課を提言したことがあります。<sup>1</sup>

商務省の発表資料では、米国向け鉄鋼輸出量が多い国として、ブラジル、カナダ、ドイツ、日本、メキシコ、ロシア、韓国及びトルコを列挙しています。これらの国は、それぞれ年間100万トン以上の鉄鋼を米国に輸出しています。

また、商務省の調査によれば、米国向けアルミニウム輸出量が多い国は、アルゼンチン、バーレーン、カナダ、中国、インド、カタール、ロシア、南アフリカ、アラブ首長国連邦(UAE)です。このうち、カナダは単独で米国への輸入全体の5割を占めています。

1. 2018年2月20日付のEYグローバル・タックス・アラート「US Department of Commerce proposes duty surcharge on steel and aluminum imports (米国商務省が鉄鋼とアルミニウム製品の輸入に追加関税を提案)」を参照。

追加関税の対象となる鉄鋼製品:

	対象製品 (参考情報)	参考訳	対象製品のHSコード
(a)	carbon and alloy flat products (sheets, strips and plates)	炭素鋼又は合金鋼のフラット製品(シート、ストリップ、板)	7206.10~7216.50 7216.99~7301.10 7302.10
(b)	carbon and alloy long products (bars, rails, rods and beams)	炭素鋼又は合金鋼のロング製品(棒、レール、棒、梁)	7302.40~7302.90 7304.10~7306.90
(c)	carbon and alloy pipe and tube products (pipe and tube products)	炭素鋼又は合金鋼の管製品(パイプ・チューブ製品)	
(d)	carbon and alloy semi-finished products (semi-finished products such as blooms, billets, slabs and ingots)	炭素鋼又は合金鋼の半製品(ブルーム、ビレット、スラブ、インゴットなどの半製品)	
(e)	stainless products: steel products, in flat-rolled, long, pipe and tube, and semi-finished forms, containing at minimum 10.5% chromium and, by weight, 1.2% or less of carbon, offering better corrosion resistance than other steel	ステンレス鋼製品(フラットロール、ロング、管状の製品・半製品であり、クロムの含有量が全重量の10.5%以上、炭素の含有量が全重量の1.2%以下であり、他の鉄鋼よりも耐食性の高い鉄鋼製品)	

追加関税の対象となるアルミニウム製品:

	対象製品 (原文)	参考訳	対象製品のHSコード
(a)	unwrought aluminum	アルミニウムの塊	7601
(b)	aluminum bars, rods, and profiles	アルミニウムの棒及び形材	7604~7609 7616.99.51.60
(c)	aluminum wire	アルミニウムの線	7616.99.51.70
(d)	aluminum plate, sheet, strip, and foil (flat rolled products)	アルミニウムの板、シート、ストリップ、はく(フラットロール製品)	
(e)	aluminum tubes and pipes and tube and pipe fitting	アルミニウム製の管及び管用継手	
(f)	aluminum castings and forgings	アルミニウム製の鋳造物	

なお、商務長官が同等品を米国国内で供給する能力が十分ではないと認める品目については、国内の利害関係者からの申立てに基づき、必要に応じて輸入制限対象から除外される可能性が残されています。

多くの国が、今回の追加関税の賦課が現実のものとなった場合、米国に対する報復措置に踏み切る可能性があるかと警告しています。

欧州委員会は3月7日の会合で、鉄鋼製品、農産品、バーボン、ピーナッツバター、クランベリージュース及びオレンジジュースなどを含む、米国製品を対象とした報復措置の提案に対し支持を表明しました。中国、韓国も同様に、報復措置について検討中であると表明しています。EUの報復措置の提案のように、幅広い米国輸出品が報復措置の対象となる可能性があります。

今回の追加関税の対象となる鉄鋼製品やアルミニウム製品を米国向けに輸出している企業や、米国内でこれらの鉄鋼製品やアルミニウム製品を使用している企業は、追加関税によって多大な影響を被る可能性があります。多くの企業は、サプライチェーンや調達パターンを調整できたとしても、その調整を迅速に行うことは困難であり、結果的に大きなコスト増を負担することになりかねません。対象となる企業は調達元の選択肢を見直し、条件を満たすようであれば適用除外の申請についても検討すべきでしょう。

さらに、各国による報復措置の範囲は広範に及ぶことが考えられるため、米国産品の輸出者は、主要輸出拠点の反応を注視する必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一  
原岡 由美

パートナー  
エグゼクティブ ディレクター

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yumi.haraoka@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180315

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)